

答 申 第 3 3 5 号
平成22年11月25日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成22年3月16日付け税第999号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第433号

平成22年2月22日付けで異議申立人から提起された、平成22年2月9日付け
税第912号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成22年2月9日付け税第912号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）の不開示情報に該当すること

ア 条例第8条第3号イに該当

条例第8条第3号イでは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としている。そして、ここにいう「権利」は「財産権等法的保護に値する権利一切」であり、「その他正当な利益」とは「ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる」と考える。

このため、弊社独自のもので、事業のノウハウの含まれる本契約書を開示しないことは、法的保護に値する権利であり正当な利益であると考え。このほか、同業他社に知られることで「競争上の地位」を害されるおそれがあると考え。

特に本件は3者間契約であり、単純な2者間契約と比べて、当事者間の権利義務関係をどのように構成してどのような条項として定めるか、苦心が多かったものである。もちろん、具体的当事者に応じて内容も異なっている。それも苦心の表れであり、重要な営業秘密である。

本契約書は、事務処理サービスである本件業務にとって、その業務プロセスに関する情報で、当然、競争相手は知りたいものであり、知られる蓋然性が高い。本件事業に関してももちろん通常一般には入手できない情報であり、十分に不開示情報に当たるといえる。

イ 条例第8条第3号ロに該当

条例第8条第3号ロでは、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」が不開示情報となると定めている。本契約書は、直ちにこの条項に該当するものではないが、個別に調整した独自の内容となっており、秘密保持条項を付して漏洩しないという前提で提供している情報であるという本質は共通しており、この条項の趣旨は本件にも適用できるものと考え。

(2) 千葉県税収納事務委託契約書の秘密の保持に抵触すること

契約書は、その会社がどのようなスキームで事業を構成しているのかという極めて重要な事業ノウハウの結晶であり、重要な営業秘密である。

他社がどのような条件で契約しているのかがわかれば、それより有利な条件を現在や将来の顧客に提示するのは極めて容易になるので、契約書、特に企業間の契約書というのは、どの会社でも最重要機密書類であり、公開しないものとする。

さらに、本契約書には第11条に秘密の保持が定められている。本件契約の当事者は本契約に関して知った秘密情報を第三者に漏洩してはならない。もちろん、本契約書の内容自体、重要な営業秘密であり秘密情報に当たるため、契約当事者は契約上の義務として、開示をしてはならないものとする。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る行政文書開示請求について

開示請求者は、実施機関に対し、平成21年12月25日付けで、「平成21年度の千葉県と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が交わしたコンビニ収納関係の契約書」を請求内容とする行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求に対して、千葉県、収納代行業者及び株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇との間で締結された、平成21年度の「自動車税コンビニエンスストア収納に係る委託契約書」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、条例第8条第3号に該当するとして、法人の代表者印の印影を不開示とし、その余の部分を開示することとする本件決定を行った。

3 本件決定の理由について

(1) 条例第8条第3号該当性について

ア 条例第8条第3号イ該当性について

本件対象文書に記載された契約（以下「本件契約」という。）の内容は、千葉県が契約相手方に要求している業務内容を記しているものであり、他のコンビニエンスストア本部と千葉県との間で締結された契約書と比較しても、ほとんど相違はないものであり、本件対象文書を公開することにより、異議申立人の権利、ノウハウ、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性が高いとはいえないことから、条例第8条第3号イに該当する情報ではない。

なお、法人の代表者印は、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のもので、契約書等重要書類に使用され、記載事項の履行等を確約するという非常に重要な役割を担っており、不特定多数の者に提示されることを予定していないものである。

本件対象文書に押印された印影は、認証的機能を有するにふさわしい形状を有しており、このような印影が公にされることは当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第8条第3号イに該当する情報であるため不開示とした。

イ 条例第8条第3号ロ該当性について

本件対象文書は当事者間の合意により締結されたものであり、「実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたもの」ではないため、条例第8条第3号ロに該当する情報ではない。

(2) 本件対象文書に記載された本件契約第11条の解釈について

本件契約第11条は、「この契約の履行により知り得た業務上の秘密及び情報を他に漏らし、又は利用してはならない」と定めているものであるが、「この契約の履行により知り得た業務上の秘密及び情報」とは、契約に定める委託業務を遂行する上で知り得た秘密及び情報であると考えられ、本件請求は、本件対象文書そのものの開示請求であることから、本件契約第11条に該当するとはいえない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

- (1) 本件請求の内容については、前述の実施機関の説明要旨1のとおりである。
- (2) 実施機関は、本件請求に対して本件対象文書を特定し、本件対象文書に県以外のものである異議申立人に関する情報が記録されており、異議申立人に対し意見書提出の機会を付与するため、平成22年1月8日付けで条例第16条第1項の規定による意見照会を行った。
- (3) 異議申立人から、平成22年1月15日付けで開示に反対の意思を表示した意見書が実施機関に提出されたが、実施機関は、意見書の記載内容からは本件対象文書に記載された情報のすべてが条例第8条に規定する不開示情報に該当するとは認められないと判断し、平成22年2月9日付け税第912号で、法人の代表者印の印影を不開示とする本件決定を行い、異議申立人に対し、同日付け税第913号で、行政文書の開示に係る通知書を送付した。
- (4) これに対し異議申立人は、本件決定を不服として、行政不服審査法に基づき、平成22年2月22日付けで異議申立て（第三者異議）を行った。

実施機関は、平成22年2月24日付けで同法第48条で準用する第34条第2項の規定により、本件決定の執行を停止するとともに、その旨を開示請求者及び異議申立人に通知した。

2 条例第8条第3号該当性について

(1) 本号イ該当性について

ア 異議申立人は、本件対象文書である委託契約書について、会社独自のもので、事業のノウハウの含まれる本契約書を開示しないことは、法的保護に値する権利であり正当な利益であると考え、また、同業他社に知られることで競争上の地位を害されるおそれがあると考え、本号イに該当すると主張する。

本号は、法人等及び事業を営む個人の正当な権利利益が害されることのないよう、不開示とする法人等情報の要件を定めたものであり、本号イに規定する「競争上の地位その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等の法

人等の公正な競争関係における地位及び事業運営上の地位も広く含むものである。また、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

イ 実施機関によれば、本件契約の内容は、収納事務の的確な履行のため、千葉県が契約相手方に要求している業務内容を記しているものであり、他のコンビニエンスストア本部と千葉県との間で締結された契約書と比較しても、ほとんど相違はないもので、また、作成に当たり個別に調整した会社独自のものではないということである。

ウ 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、その内容は、一般的な契約書の条項とおおむね同様の構成であり、収納事務の委託契約として容易に推測できる条項であると思料される。また、本件対象文書に添付されている収納に係る仕様書については、収納事務の方法等が具体的に記載されているものの、会社独自の専門性のある内容とは認められない。

したがって、本件対象文書に記載された情報には重要な事業のノウハウが含まれているとは認められず、公にすることにより、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、本号イに該当しない。

(2) 本号ロ該当性について

本号ロは、法人等又は事業を営む個人から公にしないと条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。

本件対象文書は、千葉県の自動車税収納事務の委託に関し、当事者間の合意により締結された契約書であり、その情報は、実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものとは認められないことから、本号ロに該当しない。

3 本件対象文書に記載された本件契約第11条の解釈について

異議申立人は、本件契約第11条に秘密の保持が定められており、本件契約の当事者は本件契約に関して知った秘密情報を第三者に漏洩してはならず、本契約書の内容自体、重要な営業秘密であり秘密情報に当たるため、契約当事者は、契約上の義務として、開示をしてはならないと主張する。

本件契約第11条は、千葉県と契約を締結した相手方の遵守すべき秘密の保持等を定めたものである。また、この条項で、「この契約の履行により知り得た甲の業務上の秘密及び情報」とは、契約に定める委託業務を遂行する上で知り得た千葉県の業務上の秘密及び情報を意味すると考えられ、本件対象文書は契約書そのものであるから、この条項の「甲（千葉県）の業務上の秘密及び情報」に該当するものとはいえない。

したがって、異議申立人の主張は認められない。

4 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のことから、実施機関が行った本件決定は、妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年3月16日	諮問書の受理
平成22年4月16日	実施機関の理由説明書の受理
平成22年5月26日	異議申立人の意見書の受理
平成22年7月27日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成22年9月28日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成22年9月28日現在)